

令和 6 年度低受診率市町村後期高齢者健康診査受診勧奨通知作成等業務委託に係る
公募型企画競争審査会設置要綱

令和 6 年 2 月 27 日 事務局長決裁

(設置)

第 1 条 秋田県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する令和 6 年度低受診率市町村後期高齢者健康診査受診勧奨通知作成等業務（以下「当該業務」という。）の受託者を特定するに当たり、業者から提案された企画内容の審査等を行うため、令和 6 年度低受診率市町村後期高齢者健康診査受診勧奨通知作成等業務委託企画競争審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 審査会の委員は次のとおり広域連合職員で構成する。

| 所属・職名等 |
|----------------------------------|
| 事務局長、次長、総務課長、業務課長、総務課長補佐及び業務課長補佐 |

(委員長)

第 3 条 審査会に委員長を置き、広域連合事務局長をもって、これに充てる。

- 2 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(所管事項)

第 4 条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 審査基準及び審査方法に関すること。
- (2) 業者による企画提案の聴取に関すること。
- (3) 業者から提出された企画提案書及び前号の企画提案の審査及び評価を行い、当該業務の実施に最も適した者を特定すること。

(会議)

第 5 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 会議における議事の決定は、出席委員の過半数で行い、可否が同数となった場合は、委員長が決するところによるものとする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、広域連合事務局業務課事業企画班において行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会に必要な事項は、委員長が委員に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行する。